

# 第1章 ガイドラインの目的

## 1 ガイドラインの目的

### (1) 森林の公共的価値

森林には景観形成価値\*<sup>1</sup>，斜面防災的価値\*<sup>2</sup>，地域生態系保全的価値\*<sup>3</sup>，二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）吸収・気象緩和等の環境保全的価値\*<sup>4</sup>，健康・教育的価値\*<sup>5</sup>など様々な公益的価値がありますが，これらの価値のうち，ガイドラインでは，特に景観形成価値，斜面防災的価値，地域生態系保全的価値に着目し，健全な森林景観を保全・再生することにより，森林が持つ多面的な価値の向上を目指します。

\*1 景観形成価値：歴史的文化的資産と四季折々のきめ細やかに織り成す風景とが一体をなしている山並みとしての景観的価値

\*2 斜面防災的価値：下層植生等が表土の侵食を抑制し，張り巡らされた根が土砂の崩壊を防ぐ働きがあるという防災的価値

\*3 地域生態系保全的価値：野生動植物の生息，生育の場として森林をとらえ，その多様な動物等の生息域を保全するという地域生態系保全的（生物多様性的）価値

\*4 環境保全的価値：光合成が地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し，蒸散がヒートアイランド現象を緩和するなど，地球環境の保全に寄与する価値

\*5 健康・教育的価値：樹木からの揮発性物質により健康増進効果が得られることや運動，体験学習などにより，心身のやすらぎを得ることができるという健康・教育・精神文化的価値

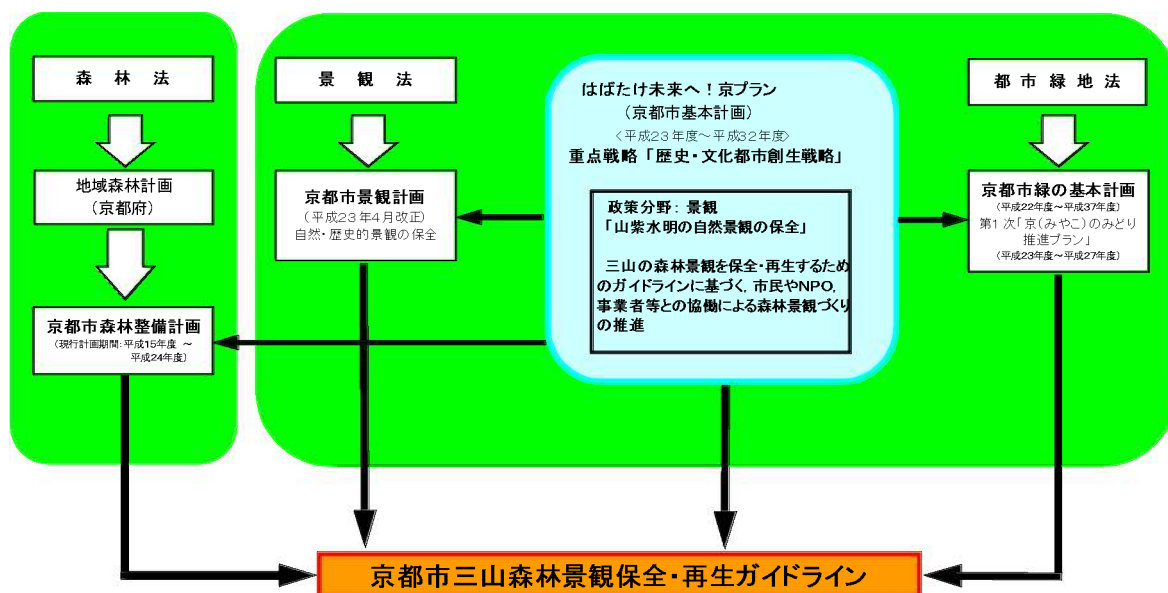
### (2) ガイドライン作成の目的

これらの森林の有する価値を踏まえ，三山の森林景観を保全・再生するための基本的な考え方を示し，目指すべき森林景観像とこれを導きだすための手順や技術的な指針を示すことにより，各地域に適した森林と森林景観の形成を図ることを目的とします。

また，ガイドラインの運用に当たっては，基礎データの更なる蓄積やその後の課題の顕在化，社会情勢の変化等によって見直していくといった，森林景観の順応的な管理を行うものとし，当面は5年を1つの区切りとして運用していくことを考えています。

## 2 ガイドラインの位置付け

ガイドラインと関係する諸法令や京都市基本計画等との関連を図示すると、以下のようになります。本市では、ガイドラインを積極的に活用することにより、基本計画や関連するこれらの分野別計画に掲げる施策等を推進します。



## 3 対象区域

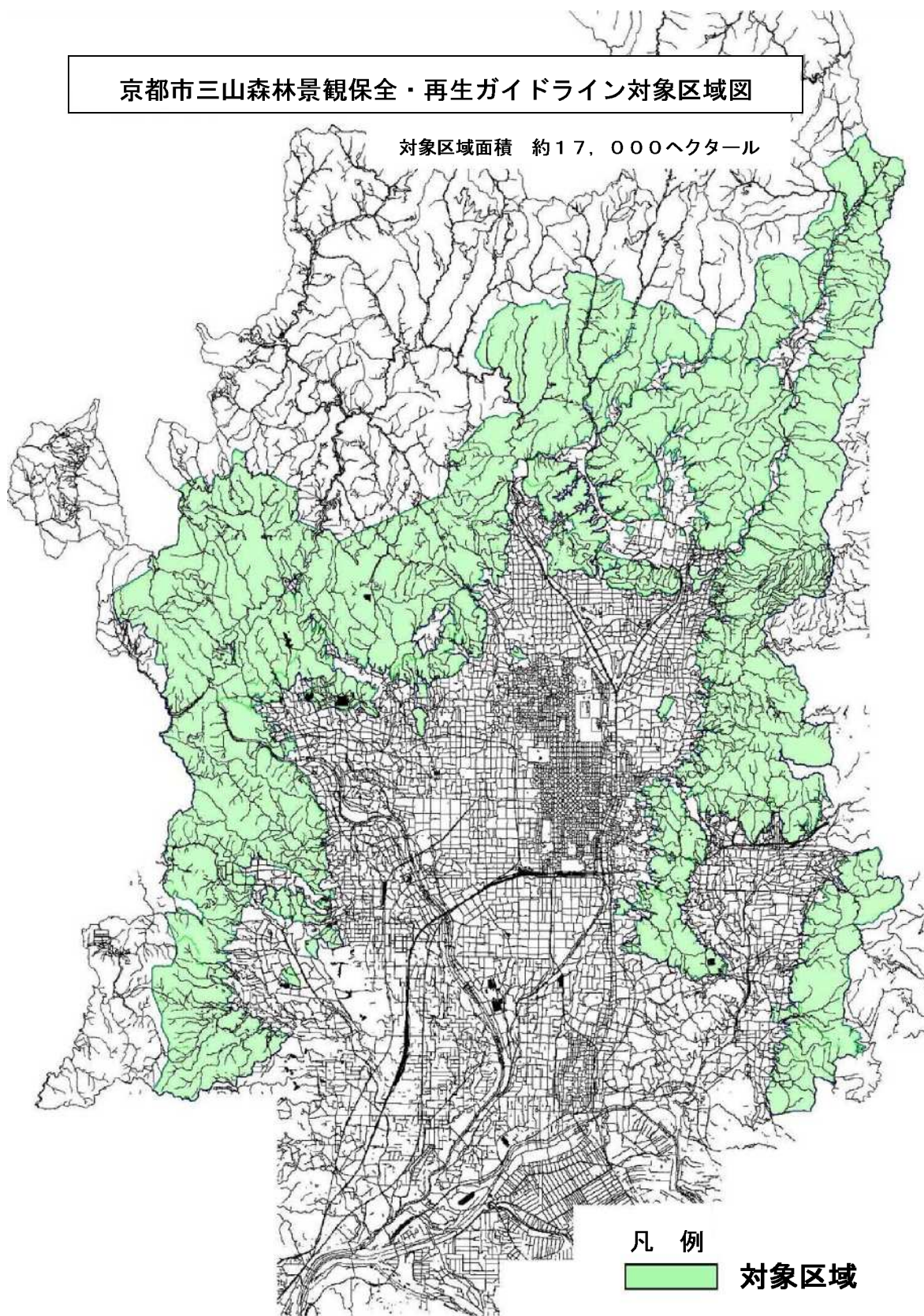
いわゆる三山と呼ばれる東山、北山、西山は、山科醍醐の山間を含めて京都の市街地を取り囲むように存在しています。このうちガイドラインでは、京都市自然風景保全条例<sup>\*1</sup>に基づく第1種自然風景保全地区<sup>\*2</sup> (約14,250ヘクタール)、いわゆる古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区<sup>\*3</sup> (約2,861ヘクタール) に市街地内に点在する森林等 (吉田山等) を加えた約17,000ヘクタールを対象としています。

(次ページ参照)

- \*1 京都市自然風景保全条例: 自然風景の保全に関し、必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の保全に資するとともに、自然風景を将来の世代に継承することを目的とする条例
- \*2 第1種自然風景保全地区: 自然風景の保全を図るうえで特に重要な土地の区域
- \*3 歴史的風土特別保存地区: 歴史的風土保存区域 (古都における歴史的風土を保存するための土地の区域) 内において、枢要な部分を構成している地域

# 京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン対象区域図

対象区域面積 約17,000ヘクタール



凡 例  
対象区域